

令和2年度 第2回四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日 時 令和2年11月12日(木)
午後4時～

場 所 市役所障害者支援課2階会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 令和2年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定	健康こども部 保育課

(2) 令和2年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
2	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
3	四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
4	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
5	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	総務部 窓口サービス課
6	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
7	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 子育て支援課
8	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課

(3) 令和2年度 市民参加手続の実施予定(追加)の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
9	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定	消防本部 予防課
10	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課
11	四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則の一部を改正する規則の制定	福祉サービス部 障害者支援課

3 その他

4 閉 会

令和2年度 第2回四街道市市民参加推進評価委員会 議事資料

[令和2年11月12日資料]

議題1 令和2年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

資料No.1 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の
制定

実施状況シート（総括表）	1
実施状況シート1【意見提出手続】	2
実施公告	3
実施広報（市政だより）	6
実施広報（ホームページ）	7
実施の際に提示した案（冒頭部分）	9
実施結果公告	12
実施結果広報（ホームページ）	13

議題2 令和2年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.2 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】	15
適用除外公告	16
適用除外広報（ホームページ）	17

資料No.3 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】	18
適用除外公告	19
適用除外広報（ホームページ）	20

資料No.4 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】	21
実施予定シート	22
適用除外公告	23
適用除外広報（ホームページ）	24

資料No.5 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】	25
----------------	----

実施予定シート.....	26
適用除外公告.....	27
適用除外広報（ホームページ）.....	28
資料No. 6 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート6【適用除外】.....	29
実施予定シート.....	30
適用除外公告.....	31
適用除外広報（ホームページ）.....	32
資料No. 7 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート6【適用除外】.....	33
実施予定シート.....	34
適用除外公告.....	35
適用除外広報（ホームページ）.....	36
資料No. 8 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート6【適用除外】.....	37
実施予定シート.....	38
適用除外公告.....	39
適用除外広報（ホームページ）.....	40
議題3 令和2年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価	
資料No. 9 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定	
実施予定シート.....	41
資料No. 10 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	
実施予定シート.....	42
資料No. 11 四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則の一部を改正する規則の制定	
実施予定シート.....	43

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】健康こども部保育課 保育係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定				
概要	「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」(平成29年12月28日付内閣府事務連絡)に示されている留意事項をふまえ、本市保育所等利用調整にかかる基準・優先事由及び調整事由を見直し改正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R2年8月11日制定	行政活動実施時期 *2	R2年9月30日公布 R3年4月1日施行	実施段階(PDCA)*3	A
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画面策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	規則改正に係るパブリックコメント	R2年6月5日	R2年6月5日～7月5日	0人 0件	R2年7月16日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)				人 ()人	
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】健康こども部保育課 保育係

行政活動の名称		四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正案			
	公表日(公告日)・公告番号	R2年6月5日 公告第129号			
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R2年6月1日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R2年6月5日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> その他()			
実施	意見提出期間	R2年6月5日(金) ~ R2年7月5日(日)		30日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向	
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	R2年7月16日 公告第168号			
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R2年7月17日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> その他()				

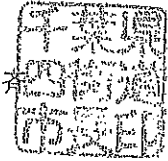
市民参加推進本部コメント	【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	
市民参加推進評価委員会コメント		

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和2年6月5日

四街道市長 佐 渡



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正案

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

健康子ども部保育課の窓口（市役所本館1階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

- ① 持参又は郵送する場合
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
健康こども部保育課あて
- ② FAXを利用する場合
FAX番号：043-424-2011
健康こども部保育課あて
- ③ 電子メールを利用する場合
電子メールアドレス：yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp
健康こども部保育課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和2年6月5日（金）から7月5日（日）まで

※ 郵送の場合は、7月5日（日）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和2年10月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

健康こども部保育課 (TEL 043-421-2238)



委員募集

審議会名…市環境審議会
職務内容…環境施策に関する事項についての調査や審議
募集人数…5人
任期…11月18日～4年11月17日
募集期間…6月1日(月)～30日(火)
担当課…環境政策課 ☎421-6131
応募要件…市内在住で、任期中の会議に出席できる人
報酬など…委員報酬と交通費を支給します
応募方法…募集期間内に応募用紙とレポートを担当課に提出してください

※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。また、審議会等の委員となることができるのは6年までです
※詳細は、各募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓口(平日8時30分～17時15分)などで配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます
※ご不明な点は市ホームページもしくは各担当課にお問い合わせください

意見募集

対象…市保育所等における保育に関する規則の一部
募集期間…6月5日(金)～7月5日(日)
担当課名…保育課 ☎421-2238 FAX424-2011
✉yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者

- ①市内在住・在勤・在学の人
- ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する人

資料の配布方法

担当課窓口(平日8時30分～17時15分)などで配布するほか、市ホームページからも入手できます

意見提出方法

募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要な事項(住所・氏名・連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください

6月1日(月)から

『四街道市の歴史』(資料編近現代3)の有償頒布を開始します

【内容】

- 第1章【敗戦処理】軍隊の解体・町村の動向
- 第2章【地方自治のなかで】旭村・千代田町
- 第3章【下志津原の開拓】県の政策・大日開拓・鹿放ヶ丘開拓
- 第4章【農家の日記】
- 第5章【新聞に出た地域】

定価：1500円(税込)

頒布場所…社会教育課市史編さん室
(市役所第二庁舎1階)

四街道市の歴史



※6月1日(月)から有償頒布を開始します

☎ 市史編さん室 ☎424-8934

市営住宅の入居者を募集します

募集期間…7月1日(水)～15日(水)

申し込み…入居申込書を建築課に提出

(申込書は6月25日(木)～同課窓口で配布)

※申し込み終了後、資格審査を経て、公開抽選により入居順位を決定し、空きが生じた場合に順次入居となります。ただし、3年6月末までに部屋を紹介できない場合、抽選結果は無効になります

☎ 建築課 ☎421-6147

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [実施中の市民参加手続](#) >

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集

更新：2020年6月5日

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集（パブリックコメントの実施）

令和3年4月の入所申請に向けて、多様な働き方が広がっていること等に鑑み、保育所等を希望する方への公平性の確保や新たな優先事由を設けるなど見直しを行うため規則の一部を改正する予定です。つきましては、改正案を作成しましたので、広く皆さまから意見を募集します。

対象の行政活動

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定

資料の閲覧・配布方法

1. 窓口閲覧：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1番窓口）
2. 市ホームページ（以下からダウンロード）
 - ① [四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正について（PDF：122KB）](#)
 - ② [別表第1「保育所等利用調整基準」、別表第2「優先事由及び調整事由」の改正案（PDF：184KB）](#)
 - ③ [四街道市保育所等における保育に関する規則の新旧対照表（PDF：261KB）](#)
 - ④ [（現行）四街道市保育所等における保育に関する規則（PDF：218KB）](#)

意見募集期間

令和2年6月5日（金曜）から令和2年7月5日（日曜）まで
持参の場合は、8時30分から17時15分（土曜、日曜、祝日を除く）

意見提出ができる人

1. 市内に住所を有する人（脚注1）
2. 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内の事務所等に勤務する人
4. 市内の学校に勤務する人
5. 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

脚注1:国籍、年齢等は問いません。

脚注2:市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見書（任意様式）に案件名、氏名、住所及び連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。


また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

1. 持参：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1窓口）
2. 郵送：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所保育課あて
3. FAX：043-424-2011
4. 電子申請：ページ下部「お問い合わせ」のフォームメール又は保育課アドレス（以下のメール記載例を参考のこと）

実施中の市民参加手続

「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します！（中止となりました）

情報が
見つからないときは

 [意見書（参考資料）（ワード：36KB）](#)

 [メール記載例（PDF：93KB）](#)

意見の検討結果の公表

・ 令和2年10月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)


お問い合わせ

健康こども部保育課
電話：043-421-2238

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 [四街道市役所](#)

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（ご相談案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市保育所等における保育に関する 規則の一部改正について

1. 改正の目的

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）における保育の利用については、児童福祉法第24条に基づき、市町村が利用調整を実施することとなっています。

四街道市の利用調整においては、保護者の保育の必要性の要件及び世帯の状況等を「保育所等利用調整基準」及び「優先事由及び調整事由」（以下「指数」という。）により点数化して、指数の高い方から保育所等の利用の決定をしています。

令和3年4月の入所申請に向けて、多様な働き方が広がっていること等に鑑み、保育所等を希望する方への公平性の確保や新たな優先事由を設けるなど見直しを行うため規則の一部を改正するものです。

2. 主な改正の内容

(1) 保育所等利用調整基準の「労働形態（居宅外・居宅内）」について

今般、在宅勤務（テレワーク）等、保護者の多様な働き方が広がっている状況に鑑み、労働形態に関する区分の見直し及び居宅外労働と居宅内労働の点数の差異について見直しを行います。

(2) 優先事由及び調整事由の「認可外保育施設等を利用し就労している世帯」について

認可保育園等の利用を希望する保護者が、利用調整による入所保留のためやむをえず認可外保育施設等を利用し保育している場合について、新たに優先事由として追加する見直しを行います。

3. 改正（案）

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正案につきましては、別紙改正案及び新旧対照表をご参照ください。

別表第1 (第5条第1項)
保育所等利用調整基準

保護者の状況		基準点
①就労		
会社等に 雇用され ている者、 及び自営 業者	常態として、月160時間以上の就労	30
	常態として、月140時間以上160時間未満の就労	28
	常態として、月120時間以上140時間未満の就労	26
	常態として、月100時間以上120時間未満の就労	24
	常態として、月80時間以上100時間未満の就労	22
	常態として、月64時間以上80時間未満の就労	20
内定者	常態として、月160時間以上の就労	25
	常態として、月140時間以上160時間未満の就労	23
	常態として、月120時間以上140時間未満の就労	21
	常態として、月100時間以上120時間未満の就労	19
	常態として、月80時間以上100時間未満の就労	17
	常態として、月64時間以上80時間未満の就労	15
②出産予定日以前8週間から出産日後8週間までの期間にある。		30
③疾病若しくは負傷している又は精神若しくは身体に障害を有している。		
疾病・負 傷の程度	長期間の入院(1月以上)	35
	居宅内で、常時病臥の状態	35
	毎週通院加療が必要な状態	20
	上記以外の場合で保育が困難と認められる状態	10
障害の程 度	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳(A)・A又は精神障害者保健福祉手帳1級を有している。	30
	身体障害者手帳3級、療育手帳B又は精神障害者保健福祉手帳2級・3級を有している。	25
④同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している。		
介護・看 護の状態	入院付添に当たっている。	25
	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳(A)・A又は精神障害者保健福祉手帳1級を有している重度の障害者を介護又は看護している。	30
	要介護認定者を介護している。	30
	上記以外の場合で介護又は看護している。	10
⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。		35
⑥求職活動(起業の準備)を継続的に行っている。		
月64時間未満の労働		10
内職者		10
労働をしていない		5
⑦就学している又は職業訓練を受けている。		
常態として、月160時間以上の就学等		30
常態として、月140時間以上160時間未満の就学等		28
常態として、月120時間以上140時間未満の就学等		26
常態として、月100時間以上120時間未満の就学等		24
常態として、月80時間以上100時間未満の就学等		22
常態として、月64時間以上80時間未満の就学等		20
就学等予定の場合		15
⑧育児休業中にある。		16

別表第2（第5条第1項）

優先事由及び調整事由

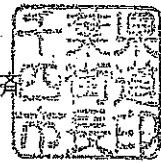
優先事由		加算点
1	児童相談関係機関等が、児童虐待又は配偶者等による暴力のおそれがある等社会的擁護が必要であると認められた世帯	100
2	ひとり親世帯	40
3	市内の小規模保育又は家庭的保育事業所等の卒所児童（年齢制限により継続利用ができない場合に限る。）世帯	40
4	父又は母が保育士、保育教諭の資格を有し、かつ、市内の保育所等で就労（内定）する世帯	40
5	別居中（離婚調停状況がわかる書類の提出がある場合に限る。）の世帯	30
6	生計中心者の失業中（倒産等職場の都合によるものに限る。）の世帯	30
7	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	20
8	義務教育修了前の児童等が3人以上いる世帯	10
9	育児休業取得により一度保育所等を退所し、退所日から1年以内に育児休業明けにより職場に復帰予定の世帯（申込みの対象となる児童以外の兄弟姉妹を含む。事由8とは重複しない。）	8
10	産後休暇明け、育児休業明けにより職場に復帰予定の世帯（事由8、9とは重複しない。）	4
11	保護者が就労等をしており、県又は市に設置の届出をしている認可外保育施設（企業主導型保育事業所、事業所内保育施設、その他の保育施設）を利用している世帯（事由8とは重複しない。）	4
12	保育所等における保育の利用希望児童が障害を有する世帯	3
13	兄弟姉妹が在所している保育所等に入所を希望する児童がいる世帯（求職中を除く。事由8とは重複しない。）	2
14	兄弟姉妹が同時申込（転所の場合を除く。）をしている世帯（事由8、9、10、11、13とは重複しない。）	2
15	保護者の配偶者が単身赴任の世帯	2
16	父又は母が週5日勤務者である世帯（該当人数を乗じて算定）	1
調整事由		加算点
1	65歳未満で、保育をすることが可能な無職又は休職中の祖父母等親族が同居している世帯（該当人数を乗じて算定）	-5
2	市外からの広域入所を希望している世帯（転入者の世帯及び入所児童が同一認定こども園内における教育・保育給付認定変更子どもの世帯を除く。）	-20
3	入所を希望する児童又は当該児童の兄弟姉妹に係る保育料を正当な理由なく6月以上滞納している世帯	-30

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和2年7月16日

四街道市長 佐 渡



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正案

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見提出なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正なし

4 その他

別紙（一部改正案）は、健康子ども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

健康子ども部保育課（℡ 043-421-2238）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#) >

(意見提出手続) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 (結果公表)

更新：2020年7月17日

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集をしたところ、その結果は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

- ・意見提出者数：0人
- ・意見提出件数：0人

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 (パブリックコメントの実施)

令和3年4月の入所申請に向けて、多様な働き方が広がっていること等に鑑み、保育所等を希望する方への公平性の確保や新たな優先事由を設けるなど見直しを行うため規則の一部を改正する予定です。

つきましては、改正案を作成しましたので、広く皆さまから意見を募集します。

注釈：意見の募集は終了しました。

対象の行政活動

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定

資料の閲覧・配布方法

1. 窓口閲覧：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1番窓口）
2. 市ホームページ（以下からダウンロード）

- [① 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正について \(PDF: 122KB\)](#)
- [② 別表第1「保育所等利用調整基準」、別表第2「優先事由及び調整事由」の改正案 \(PDF: 184KB\)](#)
- [③ 四街道市保育所等における保育に関する規則の新旧対照表 \(PDF: 261KB\)](#)
- [④ \(現行\) 四街道市保育所等における保育に関する規則 \(PDF: 218KB\)](#)

意見募集期間

令和2年6月5日（金曜）から令和2年7月5日（日曜）まで
持参の場合は、8時30分から17時15分（土曜、日曜、祝日を除く）

意見提出ができる人

1. 市内に住所を有する人（脚注1）
2. 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内の事務所等に勤務する人
4. 市内の学校に勤務する人
5. 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

脚注1:国籍、年齢等は問いません。

脚注2:市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見書（任意様式）に案件名、氏名、住所及び連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出し

今年度終了した市民参加手続


(意見提出手続) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 (結果公表)


情報が
見つからないときは

てください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

1. 持参：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1窓口）
2. 郵送：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所保育課あて
3. FAX：043-424-2011
4. 電子申請：ページ下部「お問い合わせ」のフォームメール又は保育課アドレス（以下のメール記載例を参考のこと）

 [意見書（参考資料）（ワード：36KB）](#)

 [メール記載例（PDF：93KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)


お問い合わせ

健康こども部保育課
電話：043-421-2238

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 [四街道市役所](#)

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動の名称	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定				
概要	介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者の負担の軽減を図るため条例の一部改正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	介護保険料の賦課徴収に関するものであるため第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R2年5月19日 公告第107号	その他の公表 *1	市ホームページ R2年5月19日		
計画等決定時期 *2	R2年6月24日制定	行政活動実施時期 *3	R2年6月30日公布 R2年6月30日施行	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載</p> <p>*2…計画等を決定した日を記載</p> <p>*3…行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載)</p> <p>*4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

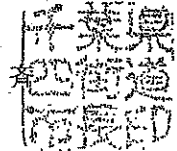
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和2年5月19日

四街道市長 佐 渡



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

(詳細な理由)

介護保険料の賦課徴収に関するものであるため。

3 その他

上記については、

福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課 (Tel. 043-388-8300)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部改正

更新：2020年5月19日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

市民参加条例第6条第2項第5号に該当するため。

詳細な理由

介護保険料の賦課徴収に関するものであるため。

参考条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)
2前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

 [四街道市市民参加条例（ワード：23KB）](#)

 [四街道市市民参加条例施行規則（ワード：206KB）](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-388-8300（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

[この担当課にメールを送る](#)

▶ ページの先頭へ

今年度

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)


▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

 情報が
見つからないときは

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概要	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の一部改正に伴い、所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)		
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)		
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)		
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)		
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)		
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)		
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)		
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)		
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)		
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)		
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)		
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)		
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)		
詳しい理由	基準省令の改正箇所は、市町村が条例を定める際に参酌すべき基準であるが、実質的には省令と同様の規定を定めるほかなく、従うべき基準と同等のものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。			
公表日(公告日)・公告番号	R2年6月12日 公告第138号	その他の公表 *1	市ホームページ R2年6月12日	
計画等決定時期 *2	R2年6月24日制定	行政活動実施時期 *3	R2年6月30日公布 R2年6月30日施行	実施段階(PDCA) *4 A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>				

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月12日

四街道市長 佐 渡 希



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号に該当するため。

(詳細な理由)

基準省令の改正箇所は、市町村が条例を定める際に参酌すべき基準であるが、実質
的には省令と同様の規定を定めるほかなく、従うべき基準と同等のものであることか
ら、条例第6条第2項第3号に該当するため。

3 その他
上記については、健康子ども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホー
ムページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先
健康子ども部保育課 (TEL 043-421-2238)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

更新：2020年6月12日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

市民参加条例第6条第2項第3号に該当するため。

詳細な理由

本条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第83号）の一部改正に伴い制定するものであり、当該基準は市町村が参酌すべき基準であるが、実質的には省令と同様の規定を定めるほかなく、従うべき基準と同等のものであるため。

参考資料

- ① [【改め文】 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 \(PDF: 60KB\)](#)
- ② [【新旧対照表】 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 \(PDF: 78KB\)](#)

参考条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

④ [四街道市市民参加条例](#)

④ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課
電話：043-421-2238

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)


▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

 情報が
見つからないときは

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定					
概要	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものです。					
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	基準府令の改正箇所のうち、幼児教育・保育の無償化に伴う用語の整理その他所要の軽易な改正を行うもの、また、市町村が条例を定める際に従うべき基準に基づいて改正を行うものであり、第2項第1号及び第3号に該当するため。					
公表日(公告日)・公告番号	R2年8月6日 公告第185号	その他の公表 *1	市ホームページ R2年8月6日			
計画等決定時期 *2	R2年9月29日制定	行政活動実施時期 *3	R2年9月30日公布 R2年9月30日施行	実施段階(PDCA) *4	A	
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載</p> <p>*2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日)</p> <p>*3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)</p> <p>*4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>						

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

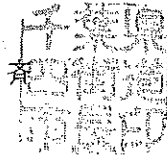
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概要	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R2年9月制定 R2年9月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	基準府令の改正箇所のうち、幼児教育・保育の無償化に伴う用語の整理その他所要の軽易な改正を行うもの、また、市町村が条例を定める際に従うべき基準に基づいて改正を行うものであり、第2項第1号及び第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月6日

四街道市長 佐 渡



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号及び同項第3号に該当するため。

(詳細な理由)

本条例の制定は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴うものであり、改正箇所のうち、幼
児教育・保育の無償化に伴う用語の整理その他所要の改正であるものについては、条
例第6条第2項第1号に、市町村が条例を定める際に従うべき基準であるものについ
ては同項第3号に、それぞれ該当するため。

- 3 その他
上記については、健康子ども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホー
ムページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。
なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

- 4 問合せ先
健康子ども部保育課 (TEL 043-421-2238)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [市民参加手続の対象としない行政活動](#) ▶ [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

更新：2020年8月6日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

市民参加条例第6条第2項第1号及び同項第3号に該当するため。

詳細な理由

本条例の制定は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴うものであり、改正箇所のうち、幼児教育・保育の無償化に伴う用語の整理その他所要の改正であるものについては、市民参加条例第6条第2項第1号に、市町村が条例を定める際に従うべき基準であるものについては、市民参加条例第6条第2項第3号に、それぞれ該当するため。

参考資料

- 📄 [【改め文】特定教育・保育施設等の運営基準条例（一部改正）（PDF：200KB）](#)
- 📄 [【新旧対照表】特定教育・保育施設等の運営基準条例（一部改正）（PDF：382KB）](#)

参考条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)


2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

📄 [四街道市市民参加条例](#)

📄 [四街道市市民参加条例施行規則](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

健康こども部保育課
電話：043-421-2238

今年度

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

このページを見た人はこんなページも見ています

▶ [\(市民会議手続\) 四街道市公共施設再配置計画に関するワークショップについての結果公表](#)

▶ [四街道市出身、将棋の木村王位の「一発逆転」を期待しましょう！！](#)

▶ [「新指定ごみ袋」の無料引き](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】総務部窓口サービス課 窓口係

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定				
概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部改正に伴い、四街道市手数料条例の一部を改正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部改正に伴い改正を行うもので、法令の基準に基づいて実施するもの、手数料の徴収に関するもの、また改正によって生じる軽易な修正(引用条項の項ズレ)を行うものであり、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R2年6月17日 公告第141号	その他の公表 *1	市ホームページ R2年6月17日		
計画等決定時期 *2	R2年9月29日制定	行政活動実施時期 *3	R2年9月30日公布 R2年9月30日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部窓口サービス課 窓口係

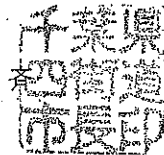
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部改正に伴い、四街道市手数料条例の一部を改正するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R2年 9月制定 R2年10月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部改正に伴い改正を行うもので、法令の基準に基づいて実施するもの、手数料の徴収に関するもの、また改正によって生じる軽易な修正(引用条項の項ズレ)を行うものであり、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和2年6月17日

四街道市長 佐 渡



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等
の一部改正に伴い改正を行うもので、法令の基準に基づいて実施するもの、手数料の
徴収に関するもの、また改正によって生じる軽易な修正（引用条項の項ズレ）を行う
ものであり、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

総務部窓口サービス課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

総務部窓口サービス課 (Tel. 043-421-6108)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [市民参加手続の対象としない行政活動](#) ▶ [今年度](#) ▶

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

更新：2020年6月17日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

詳細な理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部改正に伴い改正を行うもので、法令の基準に基づいて実施するもの、手数料の徴収に関するもの、また改正によって生じる軽易な修正（引用条項の項ズレ）を行うものであるため。

参考資料

- 📄 (案) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例 (PDF: 69KB)
- 📄 (案) 新旧対照表四街道市手数料条例 (PDF: 83KB)

参考条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

📄 四街道市市民参加条例

📄 四街道市市民参加条例施行規則

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe Acrobat Reader

Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

総務部窓口サービス課

電話：043-421-6108・6109

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定



情報が
見つからないときは

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動の名称	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定				
概要	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対して、介護保険料の減免を実施するため条例を一部改正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	介護保険料の賦課徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R2年7月21日 公告第170号		その他の公表 *1	市ホームページ R2年7月30日	
	計画等決定時期 *2	R2年9月29日制定	行政活動実施時期 *3	R2年9月30日公布 R2年9月30日施行	実施段階(PDCA) *4
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

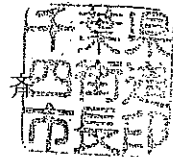
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定			
概要	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対して、介護保険料の減免を実施するため条例を一部改正するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R2年9月制定 R2年9月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	介護保険料の賦課徴収に関するものであり第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和2年 7月21日

四街道市長 佐 渡



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

(詳細な理由)

介護保険料の賦課徴収に関するものであるため。

3 その他

上記については、

福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課 (Tel. 043-388-8300)

現在のページ トップページ 市政情報 市政への参加 市民参加 市民参加手続の対象としない行政活動 今年度
(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

更新：2020年7月30日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定
四街道市介護保険条例の一部を改正する条例 (PDF: 64KB)

市民参加手続の対象としない理由

市民参加条例第6条第2項第5号に該当するため。

詳細な理由

介護保険料の賦課徴収に関するものであるため。

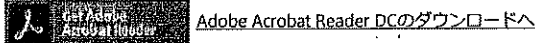
参考条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)
2前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。
(1) 軽易なもの
(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
(4) 市の機関内部の事務処理に関すること
(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
(6) その他前各号に準ずるもの

四街道市市民参加条例 (ワード: 23KB)

四街道市市民参加条例施行規則 (ワード: 206KB)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課
電話：043-388-8300 (賦課給付係) /043-421-6127 (介護認定係) /043-421-6128 (高齢者福祉係・包括ケア係)

この担当課にメールを送る

今年度

- (市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定
- (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

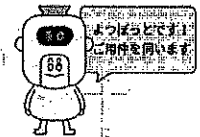
情報が
見つからないときは

ページの先頭へ

リンク集 | 個人情報保護について | このサイトについて

四街道市役所

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動の名称	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定					
概要	千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、県補助を受ける本市ひとり親家庭等の医療費について、償還払いから現物給付へ変更するもの。					
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	法令に基づくものでないものの、千葉県が定める要綱に基づき、県下一斉に「現物給付」への対応が必要であり、その方法に市の裁量はなく結果的に従うべき基準と同等とみなされること、また、改正を機に県要綱と表現を合わせる簡易な変更を行うことから第2項第1号及び第3号に準じ第6号に該当するため。					
公表日(公告日)・公告番号	R2年7月13日 公告第163号	その他の公表 *1	市ホームページ R2年7月13日			
計画等決定時期 *2	R2年9月29日制定	行政活動実施 時期 *3	R2年9月30日公布 R2年11月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A	
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画面策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>						

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定			
概要	千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、県補助を受ける本市ひとり親家庭等の医療費について、償還払いから現物給付へ変更するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R2年 9月制定 R2年11月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	法令に基づくものでないものの、千葉県が定める要綱に基づき、県下一斉に「現物給付」への対応が必要であり、その方法に市の裁量はなく結果的に従うべき基準と同等とみなされること、また、改正を機に県要綱と表現を合わせる簡易な変更を行うことから第2項第1号及び第3号に準じ第6号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号、以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和2年7月13日

四街道市長 佐 渡



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号及び第6号に該当するため。

(詳細な理由)

ひとり親家庭等を対象とした医療費等の助成については、千葉県では「償還払い」
により実施し、県補助を受ける本市においても同様の「償還払い」により助成を行っ
てきたところである。

このたび、千葉県において、令和2年11月より「償還払い」を「現物給付」に変
更することが決定され、本市の関係条例等についても改正が必要となったものである。

本条例改正においては、法令に基づくものでないものの千葉県が定める要綱に基づ
き、県下一斉に「現物給付」への対応が必要であり、その方法に市の裁量はなく結果
的に従うべき基準と同等とみなされること、改正を機に県要綱と表現を合わせる簡易
な変更を行うことから、条例第6条第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当す
るため、市民参加手続の対象から除外するものとする。

3 その他

上記については、

健康こども部子育て支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [市民参加手続の対象としない行政活動](#) ▶ [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定

更新：2020年7月13日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び第6号に該当するため。

詳細な理由

法令に基づくものでないものの千葉県が定める要綱に基づき、県下一斉に「現物給付」への対応が必要であり、その方法に市の裁量はなく結果的に従うべき基準と同等とみなされること、改正を機に県要綱と表現を合わせる簡易な変更を行うことから、条例第6条第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため、市民参加手続の対象から除外する。

参考資料

❶ [四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例（案）（PDF：194KB）](#)

参考条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

▶ [市民参加条例](#)

▶ [市民参加条例施行規則](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部子育て支援課
電話：043-421-6124

今年度

- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

このページを見た人は
こんなページも見ています

- ▶ [ごみの出し方「プラスチック・ビニール類」\(週1回収集\)の排出方法は、従来どおりです](#)
- ▶ [住民基本台帳人口](#)
- ▶ [都市計画図\(用途地域等\)](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 国民健康保険係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税額に係る特例の創設及び賦課限度額を改定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)		
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)		
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)		
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)		
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)		
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)		
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)		
	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)		
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)		
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)		
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)		
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)		
詳しい理由	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)		
	地方税法施行令等の一部改正に基づいて、国民健康保険税の課税に係る特例を定めるもの、また賦課限度額の改定を行うもので、それぞれ法令の基準に基づくもの、市税の賦課徴収に関するものとして第2項第3号及び第5号に該当するため。			
公表日(公告日)・ 公告番号	R2年7月22日 公告第172号	その他の公表 *1	市ホームページ R2年7月22日	
計画等決定時期 *2	R2年9月29日制定	行政活動実施時期 *3	R2年9月30日公布 本則 R3年4月1日施行 附則 R3年1月1日施行	実施段階(PDCA) *4 A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載</p> <p>*2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日)</p> <p>*3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)</p> <p>*4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>				

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部国保年金課 国民健康保険係

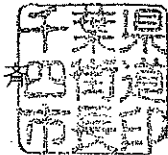
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税額に係る特例の創設及び賦課限度額を改定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R2年9月制定 R3年4月施行(一部 R3年1月施行)	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法の一部改正に基づいて国民健康保険税の課税に係る特例を定めるもの、また、地方税法施行令の一部改正に伴う賦課限度額の改定を行うもので、それぞれ法令の基準に基づくもの、市税の賦課徴収に関するものとして第2項第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和2年7月22日

四街道市長 佐 渡



1. 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

2. 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方税法施行令等の一部改正に伴い、本市の国民健康保険税の課税限度額等を法令に
合わせて改正するものであり、市税の賦課徴収に該当するため。

3. その他

上記については、

健康こども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4. 問合せ先

健康こども部国保年金課 (Tel. 043-421-6125)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2020年7月22日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

[四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（ワード：29KB）](#)

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、本市の国民健康保険税の課税限度額等を法令に合わせて改正するものであり、市税の賦課徴収に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)

[市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康子ども部国保年金課

電話：043-421-6125（国民健康保険係） 043-421-6126（高齢者医療年金係 高齢者医療担当） 043-388-8400（高齢者医療年金係 国民年金担当）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

[情報が見つからないときは](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

[四街道市役所](#)

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組輪案内）](#)

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 消防本部予防課 予防係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定			
概要	「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和2年総務省令第77号)」において定める対象火気設備等の内、急速充電設備について規定する内容及び同省令で定める条例制定基準の一部改正に伴って条例の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R2年12月制定 R3年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	対象火気設備等の種類及びその内容については、政令において総務省令で定めるものとされていること、同省令で定める条例制定基準については、消防法において市町村が従うべきとされている政令で定める基準の内、政令の委任を受けて定められているものであること、また、当該条例制定基準の内、一部については軽易な語句の表現の変更や、号ずれに伴う修正を行うものであることから、第2項第1号及び第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 国民健康保険係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定			
概要	国民健康保険条例における被保険者の範囲に関する改正の必要が生じたことにより、国民健康保険条例の一部を改正するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R2年12月公布 R2年12月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	国民健康保険条例における被保険者の範囲に関する規定の変更は国民健康保険税の賦課に影響を及ぼすこととなるが、その変更は被保険者の範囲の変更によってなされる間接的なものであるため、第2項第5号に準じて第6号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】福祉サービス部障害者支援課 給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付規則の一部を改正する規則の制定			
概要	小児慢性特定疾病に認定された児童に対し、日常生活を支援する用具を給付することで、対象児童の福祉の増進を図る。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更・) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R2年12月制定 R2年12月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	法令に基づくものではないものの、国の要綱に基づき制定された千葉県が定める要綱に従って給付を行う必要があり、その方法に市の裁量の余地はなく、結果的に、法令の規定による実施の基準に基づいて行うものと同等とみなされることから第2項第3号に準じた第6号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

